

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構
平成 23 年度定時社員総会議事録

1. **開催日時** 平成 23 年 6 月 3 日（金）14：00～15：45

2. **開催場所** ニッショーホール 第 2 会議室
東京都港区虎ノ門 2-9-16 電話 03-3505-1486

3. **出席者**

(特別会員 議決権行使者) 4 名

(社) 日本薬剤師会 七海 朗、(社) 日本病院薬剤師会 柴川雅彦、(公社) 日本薬学会 西島正弘、(般社) 日本医療薬学会 北田光一、

(正会員 議決権行使者) 12 名

(財) 日本薬剤師研修センター 豊島 聰、慶應義塾大学薬学部 藤本和子、(般社) イオン・ハピコム人材総合研修機構 渡辺和夫、明治薬科大学 日野文男、神戸薬科大学 長嶺幸子、(社) 石川県薬剤師会 吉藤茂行、新潟薬科大学 高中紘一郎、星薬科大学 堀内正子、昭薬同窓会(平成塾) 古泉秀夫、学校法人 医学アカデミー 坂口恭英、北海道医療大学 黒澤隆夫、(般社) 日本プライマリ・ケア連合学会 坂口眞弓、

(個人会員 議決権行使者) 2 名

内山 充、矢澤 一博

(書面表決提出者) 6 名

(特別会員) (社) 日本私立薬科大学協会、国公立大学薬学部長会議

(正会員) 東邦大学薬学部、(般社) 薬剤師あゆみの会、北海道薬科大学、NPO 法人医薬品ライフタイムマネジメントセンター

(来賓) 厚生労働省医薬食品局総務課 中井清人 課長補佐

(事務局) 先崎 稔 事務局長、大塚 文
唐沢会計事務所 円城寺 大樹

4. **事前配布資料**

第 1 号議案 平成 22 年度事業報告

第 2 号議案 平成 22 年度決算報告

第 3 号議案 平成 23 年度会費規程

第4号議案 理事改選名簿

5. 議事概要

事務局より開会を宣言

最初に本日の出席者の報告。社員総数24名中6名の欠席、18名の出席であるが。欠席社員6名からは全員書面表決票が提出されており、本機構の定款17条に基づき、過半数に達し成立している旨報告した。

なお、本日は厚生労働省医薬食品局総務課中井清人課長補佐並びに唐沢会計事務所の円城寺様のご出席いただいている旨報告。

続いて内山代表理事の挨拶があった。

議長選任

定款第15条に基づき、出席した社員の中から議長の選出するに当たり、事務局長より意見を求めたところ、矢澤一博氏が推薦され、全員の賛成により矢澤一博氏が議長に選出された。

議事概要

議長挨拶の後、議事次第に沿って議事を進行した。

議事録署名人の選任

議事録署名人に、西島正弘氏、藤本和子氏の二名が選任された。

《審議事項》

(1) 第1号議案 平成22年度事業報告に関する件

議長の指名により、代表理事より、予め送付された資料に基づき報告がなされた。概要は次の通りである。

当機構は、平成22年7月1日付で、内閣府公益認定等委員会より、公益社団法人として認定の公示を受け、即日登記を完了した。

認定された公益目的は、「地域社会の健全な発展に貢献する薬剤師の、自主的学習を支援するために実施される各種の薬剤師生涯研修・認定制度の質的水準の確保」である。その目的を達成するために、平成22年度は、

① 薬剤師生涯研修・認定制度に対する基準の設定、評価チェックリスト及び指針（ガイドライン）の作成、その他評価基準及びその改善、普及に関連する事業

② 薬剤師生涯研修・認定制度の実施機関からの申請に基づき、制度の内容等を評価し、基準に適合する制度を認証し公表する事業を行った。これらは、当機構の設立以来の一貫した事業である。

さらに平成 22 年度は、公益法人の要件を満たすべく年会費算定基準の見直し並びに会費規程の改正を行うとともに、薬剤師生涯研修・認定制度に関連する基準等の見直しと改善、及び薬剤師生涯研修実施機関からの申請に応じた評価・認証、認証更新に関する事業を行った。

本報告に関連して、社員より、「特定(専門)領域認定制度」の拡充強化について、医療界では、「専門医制」に関しての諸問題が提起されていると聞いているが、「専門薬剤師制度」との関係はどうかとの質問がなされた。それに対して代表理事より、「専門医制評価・認定機構」の池田康夫理事長とは折に触れて連絡を取っており、専門医制に関する問題点は十分承知している。専門医制は、関連学会によって早期から多くの種類の制度が発足しており、内容やレベルの評価あるいは統一のための体制を、事後に作る上で多くの困難が生じている。一方、専門薬剤師制度は、現在、学会あるいは職域団体で幾つか実施されているが、それぞれ実施母体の責任のもとに運営され社会的信頼を得ている。将来、それらに関して第三者評価が必要になった場合には、いつでも当認証機構が評価・認証を行えるよう、既に評価基準及び評価体制を整えているので、専門医制のような問題は起こらないと考えている、との説明がなされた。

次いで社員より、認証の更新申請を評価する基準はどうなっているかとの質問がなされた。それに対して代表理事より、更新申請の評価基準は新規認証の場合と同様である。更新申請の評価は、「認証申請の指針」の全評価項目について作成された申請者からの「自己評価報告書」をもとに行われるが、認証する基本的な原則は、新規と同様、次の3点である。すなわち ①非営利、公開（研修・認定制度が営利を目的としたものでないこと、すべての薬剤師に門戸が開かれていること） ②事前評価、事後評価（研修について事前評価と事後評価が適切に行われていること） ③「認証に当たっての確認事項」を遵守することである。更新申請者のホームページ等まで詳しく参照して実績を評価している。との説明があり了承された。

質疑終了後、議長から第1号議案について諮ったところ、全員賛成の挙手があり、欠席社員6名からも賛成の書面表決の提出があったので、全員異議なく承認された旨宣告された。

(2) 第2号議案 平成22年度決算報告に関する件

議長の指名により、平成22年度の収支決算について、事前配布された資料に基づき、事務局長並びに唐沢会計事務所の円城寺氏から次の通り報告された。

事務局長より、収支計算書の収入については、昨年度総会において承認された会費規程改正に基づき、決算が行われたため、当初予算より収入減となった。また、支出においては、上記のように公益認定を受ける前に編成された予算であり、公益申請書の審査過程において内閣府公益認定等委員会の事務局より、事業費支

出と管理費支出との配賦割合の指導を受けて変更したため、予算額と決算額に見かけ上増減が生じた旨説明した。次いで円城寺氏より、財産目録、貸借対照表、正味財産計算書等について説明を行った。

続いて事務局長により、平成 22 年度監査結果についての監査報告書が読み上げられ、収支決算及び理事の業務執行は適正に行われている旨の報告がなされた。

議長から、第 2 号議案について諮ったところ、全員賛成の挙手があり、欠席社員 6 名からも全員賛成の書面表決の提出があったので、全員異議なく承認する旨宣告された。

(3) 第 3 号議案 平成 23 年度会費規程に関する件

議長の指名により代表理事より、予め配布された資料をもとに、当年度の会費は毎年度社員総会において議決されて成立することとなっており、今回提案している会費規程は、昨年 9 月の総会において決定されたものを、引き続き平成 23 年度会費規程として提案するものである旨説明された。

さらに、代表理事より平成 23 年 3 月に開催された理事会において、「認証事業実施要綱」別添の「認証にかかわる経費」の初期認証経費(申請時に A 契約又は B 契約を申請者が選択)の項の注)の部分、「認定証発給枚数が累計 1,000 枚を超えた後は、実施母体の申し出により A 契約を B 契約に変更する事ができる」と改正した旨報告された。

議長から第 3 号議案について諮ったところ、挙手多数であり、欠席社員 6 名からも賛成の書面表決の提出があったので、提出案通り議決された旨宣告された。

(4) 第 4 号議案 役員改選に関する件

議長の指名により代表理事より、現理事は平成 21 年 6 月に選任され 2 年任期であり改選期を迎えた。定款第 12 条 2 号により社員総会において選任して頂きたい。理事候補者として、重任 9 名、新任 2 名の 11 名を提案するものである旨説明された。

議長より、予め配布された名簿をもとに、各候補者を 1 名ずつ読み上げ、それぞれ選任の可否を挙手により問うたところ、全候補者につき挙手多数で賛成された。議長から、欠席社員 6 名からも賛成の書面表決の提出があったので、理事候補者全員につき承認された旨宣告された。

《報告事項》

(1) 平成 23 年度事業計画並びに収支予算について

議長の指名により、代表理事及び事務局長より、平成 23 年 3 月の理事会（書面

表決)において承認され、ホームページに掲載済みの平成23年度の事業計画ならびに収支予算の内容の詳細について報告を行った。

(2) その他

代表理事より、当認証機構の事業展開に関する行動理念に関する最近の見解の表明として、ホームページのコラム欄に掲載した次の2点の記事が紹介された。

- ① 新年度を迎えて一薬剤師生涯学習の新パラダイムの幕開けに一 (2011.4.1)
- ② 薬剤師生涯学習の目標「生涯学習社会」の実現 ― その形と行動 (2011.2.9)

閉 会

以上の議事を終え、15時45分閉会した。

以上

上記議事における決議内容に相違ないことを明確にするため、議長および議事録署名人がこれに署名、捺印する。

平成23年6月8日

議 長 矢 澤 一 博 印

社 員 西 島 正 弘 印

社 員 藤 本 和 子 印

第3号議案

平成23年度 会費の規程

公益社団法人薬剤師認定制度認証機構

この法人の会員規程第4条に関わる正会員、特別会員、及び賛助会員の年会費は次の通りとする。

◇正会員

下記アにイを加えた金額

ア 基礎部分 ¥100,000

認証日の次年度から適用する。

イ 比例部分

A契約 ¥800 × 前年度認定証発給数

B契約 ¥600 × 前年度認定証発給数

A、Bは認証申請者が選択（「認証事業実施要綱<別添>認証に関わる経費」参照）

◇法人・団体特別会員

¥5,000,000（社）日本薬剤師会

¥500,000（社）日本病院薬剤師会

¥500,000（社）日本薬学会

¥300,000（社）日本医療薬学会

¥500,000（社）日本私立薬科大学協会

¥170,000 国公立大学薬学部長会議

法人・団体特別会員には、年度末に次年度の年会費を確認

◇個人特別会員

¥100,000

◇賛助会員

¥200,000

「認証事業実施要綱<別添>認証に関わる経費」

別添

認証に関わる経費

1. 認定制度の認証申請、事前の助言指導、現場視察等に関して必要な経費を下記のように定める。
2. 経費額の変更その他必要事項は、社員総会で定める。
3. 申請者は、薬剤師認定制度認証機構よりの経費請求書に基づき必要経費を納入する。
4. 納入された経費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

記

- ① 初期認証経費（申請時にA又はBを申請者が選択）

A契約 ￥300,000

B契約 ￥500,000

注) A、Bの差は年会費算定基準の差

認定証発給数が累計1,000枚を越えた後は、実施母体の申し出によりA契約をB契約に変更する事ができる

- ② 認証後の年会費（認証日の次年度から適用する。正会員として入会した場合は「正会員会費」となる）

下記アにイを加えた金額

ア 基礎部分 ￥100,000

イ 比例部分

A契約 ￥800 × 前年度認定証発給数

B契約 ￥600 × 前年度認定証発給数

- ③ 更新経費

（初回は3年、以降6年ごと） ￥200,000

- ④ 第5条による追加申請に係る認証経費 ￥200,000

- ⑤ 助言指導料

（ケース・バイ・ケースで考慮） ￥10,000/時間

- ⑥ 現場視察経費 実費

—以上—

第4号議案

役員名簿(平成23年度・24年度)

理 事

- (重任) 内山 充 (公社)薬剤師認定制度認証機構代表理事
- (重任) 洪 愛子 (公社)日本看護協会常任理事
- (重任) 佐藤登志郎 (財)日本高等教育評価機構理事長
- (重任) 代田久米雄 元日本ベーリンガーインゲルハイム(株)社長
- (重任) 田辺 功 前朝日新聞社科学部編集委員
- (重任) 望月 正隆 東京理科大学薬学部教授
- (重任) 安原 真人 東京医科歯科大学附属病院薬剤部長
- (重任) 山田 勝士 長崎国際大学 臨床薬理学研究室教授
- (重任) 山本 信夫 保生堂薬局
- (新任) 松木 則夫 東京大学大学院薬学系研究科教授
- (新任) 吉田 武美 昭和大学名誉教授